○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（主務大臣） **第七条**　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	（主務大臣） **第七条**　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。
（略）	（略）	（略）
愛知用水三好支線水路緊急対策事業	愛知用水二期施設（三好支線水路に限る。）	（略）	愛知用水三好支線水路緊急対策事業の対象である施設	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
福岡導水施設地震対策事業	（略）	（略）	（略）	（略）
筑後川下流用水総合対策事業	筑後川下流用水総合対策事業の対象である施設	農林水産大臣	（新設）	（新設）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第七条の表筑後川下流用水総合対策事業の項の改正規定は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

農林水産大臣　野村　哲郎

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後			改正前		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	一三、九三四人		本省	一四、一九九人	

（本省及び各外局別の定員）

第一条　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。